

1 概要

- ◆ TPP11協定の発効に伴い、改正された砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）が施行されることにより、TPP11協定の発効日（平成30年12月30日）以降に、すべての国や地域から輸入される加糖調製品については、輸入申告者（売渡等申込者）が輸入申告の前に機構と売買手続をし、売買差額（調整金）を納付していただく制度が開始されます。

2 開始日

- ◆ TPP11協定の発効日（平成30年12月30日（日））から輸入申告を行うものから適用されます。

3 対象品目

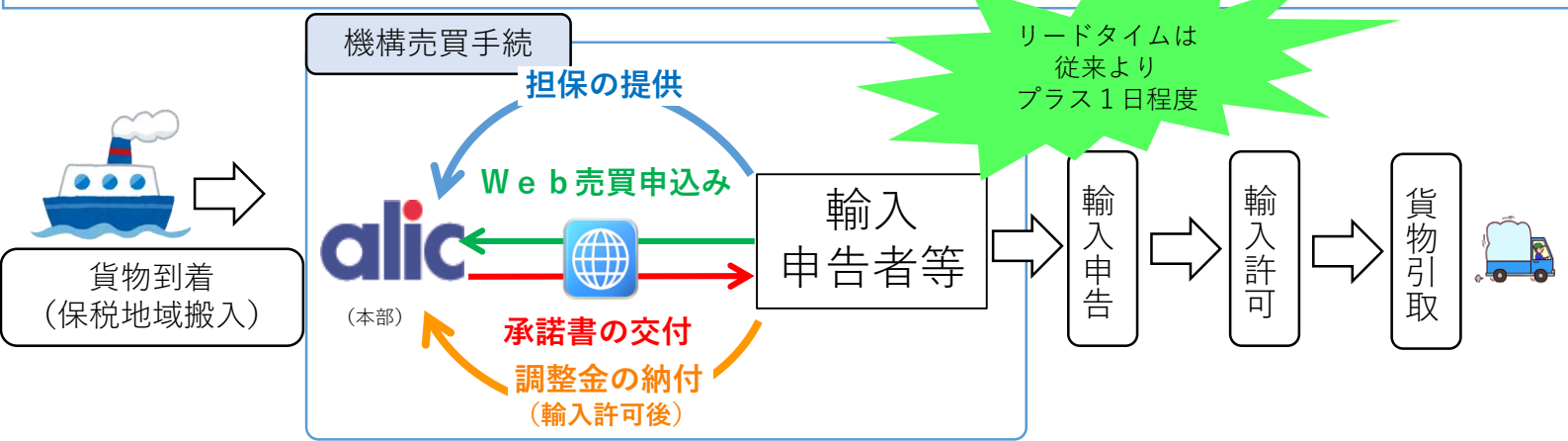
- ◆ 砂糖が50%以上含まれる下表の20品目が対象です（TPP参加国を含むすべての国や地域から輸入されるものが対象となります）。
- ◆ 機構売買対象外となるのは、TPP関税割当数量内及び下表の統計品目番号欄のアンダーラインのTPP参加国から輸入されるものです。
- ◆ 下表の統計品目番号欄の統計コード（下3桁）が赤字のものは、TPP11協定発効と同時に、改正関税暫定措置法の別表1が施行され、統計コードが砂糖が50%以上のものとそれ以外に細分化されます。なお、それ以外のものは、既に砂糖が50%以上含まれているため変更はない予定です。

[機構売買対象HSコード]

種類	統計品目番号（現行のHSコード）
ココア調製品 	1806.10- 100 1806.20- 111 1806.20- 190 1806.32- 211 1806.90- 211
粉乳調製品（乳成分30%未満） 	1901.90-219 <u>2106.90-283</u> 2106.90-284
調製した豆（加糖あん等） 	2005.40- 190 2005.51- 190
コーヒー調製品 	<u>2101.11-100</u> 2101.12- 110 2101.12-246
その他調製品（ソルビトール調製品等） 	2101.20-246 <u>2106.10-219</u> 2106.90- 251 2106.90-281 2106.90-282 2106.90-510 2106.90-590

4 機構との売買手続 (イメージ)

◆ 制度開始 (平成30年12月30日) 後は、輸入申告の前に、輸入申告者が機構とWeb上で同時に売り買いをし、その売買差額を納付していただきます。



- ✓ 初回の売買申込みの前に事前登録 (会社情報や含糖率等) が必要となります。
- ✓ 売買申込みは売買用Webサイトからオンラインで行えます。
- ✓ 機構発行の承諾書 (写し) が税関での輸入申告に必要となります。(関税法第70条の他法令証明)
- ✓ 輸入許可後に売買差額を納付していただきます。

5 売買差額 (調整金)

◆ 制度開始 (平成30年12月30日) 後は、現行の譲許水準の範囲内で、関税 (暫定税率) と売買差額 (調整金) の両方をご負担いただきます。
 ◆ 下図のとおり、譲許税率と関税の差額部分を、売買差額として機構に納付します (下図は一例であり、種類に応じて譲許税率と関税は異なります)。
 ◆ また、下図の暫定税率は発効1年目のものであり、2年目以降 (平成30年度内に発効したため、日本の2年目の適用は平成31年4月1日からとなります) は関税暫定措置法により毎年度措置されます。 2年目以降に関税が変更になる場合は、関税と売買差額の負担額が変わります。

